

憲法記念日にあたっての会長談話

日本国憲法は、本日、1947年（昭和22年）5月3日の施行から77周年を迎えました。我が国は、先の大戦における歴史を痛切に反省し、政府によって二度とこのような過ちが起こされることのないよう、日本国憲法を制定し、立憲主義の下で、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認という恒久平和主義を基本原理として定めました。一方で、いわゆる新安保法制の制定、安保3文書の閣議決定を経た防衛費等の対国内総生産（GDP）比2%への拡大、また、敵基地を攻撃する兵器も保有する等、現代の日本は軍拡の流れが進んでいます。緊急事態条項の制定等、過去に濫用された歴史を持つ制度の制定を目指す憲法改正の動きも活発に行われており、戦後、我々が当たり前前に享受してきた平和が、今、危険にさらされているのではないかと憂慮します。

海外に目を向けると、2022年（令和4年）2月以降、ロシア連邦がウクライナへの軍事侵攻を開始し、現在も一般市民を含む犠牲者は増え続けています。さらに、2023年（令和5年）10月7日には、イスラエルで勃発した紛争により、イスラエルとパレスチナ双方において多数の死傷者が生じています。当会は、これらの紛争により犠牲になった方々に対し、哀悼の意を表するとともに、紛争当事国の指導者、そして双方に影響力のある全ての関係者に対して、恒久的平和の実現と、今後の世代にとってよりよい未来を実現するために直ちに行動することを求めます。

国内に目を向けると、物価高騰に苦しみ困窮する国民が増える中、政党派閥における政治資金パーティーの収入の一部を所属議員に還流する、いわゆる「キックバック」が行われ、政治資金収支報告書にも記載されていないことが明らかとなりました。不透明な金の流れに対する国民の不信感は根強く、国会議員の裏金として使用されているのではないかという疑念も残っています。国民は主権者として国政を知る権利を有しており、政治家には、国民が政治参加できるよう必要な情報を提供することが求められます。キックバック問題については、使途の公開等も含めて、十分な説明責任を果たすべきであると考えます。

一方、犯罪被害者給付金の支給対象に事実婚状態にある同性カップルが含まれるかが争われた訴訟において、最高裁は、2024年（令和6年）3月26日、犯罪被害者の死亡で、精神的、経済的打撃を受けるのは、異性か同性かで直ちに異なるとはいえないとして、同性カップルも支給対象に含まれるとの初の判断を示しました。この判決は、我々が目指す多様性を認め合う寛容な社会への大きな一歩であると考えます。また、当会においても、2022年（令和4年）11月5日に、LGBTQの当事者である弁護士2名をお招きし、『『多様な性』ってなんだろう？～誰もが幸せになる社会を目指して～』というタイトルのシンポ

ジウムを開催するなど、性の多様性に関する情報発信を行ってきました。

全ての人が平和を享受し続けながら、個人の尊重という日本国憲法の理念が、生活のあらゆる場面において生かされる社会を目指し、そして、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するため、当会は、市民一人ひとりに寄り添いながら、情報発信や法的サービスの提供をこれからも行っていきます。

2024年（令和6年）5月3日

長崎県弁護士会

会長 中村 尚志